

1 補完調査の別添2 当初調査回答集約表の修正・確認に関する留意事項について

(1) I 障害者計画及び障害福祉計画の所管課ならびに計画の基本事項等について

- ・公表する一覧表では、担当者職名、担当者氏名は削除します。
- ・電話及びEメール欄に、担当者等が利用する電話番号及びアドレスが記載されている場合、組織メール等担当課の代表のものに変更するのが望ましいと考えます。

(2) I-2 市町障害者支援重要2計画に係る基礎的事項について

- ・<市町障害者計画>「次期計画の予定」に関して、計画対象期間等の見直しを予定（検討）されている場合、その旨をご記入ください。

※内閣府の市町村障害者計画策定指針では、「都道府県の障害者計画の終期との整合性を図りつつ、中・長期のものとして設定し、必要に応じて見直しすること」と助言しています。

当法人が行う提言でもこのことを予定しています。

・<市町障害福祉計画>公表方法については、実施された内容になっているかご確認ください。

(3) III障害福祉計画<訪問系>計画及び実績について

- ・居宅介護、重度訪問介護等の種別ごとに記入をお願いします。

※検討委員会において、それぞれの訪問系サービスの種別ごとに、提供見込量に関する情報提供を行う必要があると意見がありました。例えば重度訪問介護は、重度の肢体不自由者等常時介護が必要な障害者に、居宅における介護、家事並びに相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助並びに外出時の介護等を総合的に支援するもので、当事者が自立生活を実現する上でとても重要な支援です。同様に、他の種別も、対象となる障害者にとって重要な支援です。

(4) 地域生活支援事業（任意事業）について

当法人が公表するHP等で実績を公表するのは、平成26年度に限定する予定です。

※地域生活支援事業実施要綱が改定され、平成25年度以前のものはデータとしての価値が低いこと、また、一部適当でない事業があると、関係者から指摘を受けたのが理由です。

2 今後の事業予定について

(1) 第3回障害者福祉制度等の運用に関する検討委員会

日時：平成28年2月7日(日)13:30～

会場：神戸労働会館

※傍聴可能です。傍聴される場合事前にご連絡をお願いします。

(2) 障害者の主体的な自立生活を推進するフォーラム

日時：平成28年3月12日(土)13:30～

会場：神戸労働会館多目的ホール

(3) 報告書作成 3月末日

(4) ホームページ上での情報提供

現在全面的に改訂中。4月に、調査結果及び提言を順次掲載予定です。

3 添付資料リストについて

- ・別添1 市町回答集計表（その1）
- ・別添2 市町回答集計表（その2）
- ・別添3 市町調査第5章報告書（暫定版）
- ・別添4 調査提言事業概要
- ・別添5 障害者福祉制度等の運用等に関する検討委員会設置要領

必要性低いのに1年以上入院

2016.1.6

神戸

精神科患者の退院支援

精神疾患で医療上の必要性は低いのに長期入院する「社会的入院」の解消に向け、西宮市は、1年以上入院する市民をリストアップし、退院や生活の支援策を共に考える事業を2016年度に始めることを決めた。当面は同市内など近隣の精神科病院3カ所に入院中の市民が対象。病院、福祉事業所と連携して進め、将来的には兵庫県内や大阪府内の病院に入院する市民にも広げたい考えだ。聴障害福祉課は「極めて珍しい取り組み」とする。

(藤村有希子)

西宮市、来年度から

日本は先進国の中で6月末時点でも225精神科の入院患者の割合が突出して多く、国際的に問題となってい。かつての国の隔離収容政策や社会の偏見、退院後の住まいなど受け皿の少なさが影響してきていた。同市内では08年度か

西宮市保健所によるNPO法人が運営と、精神科のある県内する障害者相談支援センターが、西宮、神戸入院する市民は、14年市内の2病院と協力して

住居探し、地域交流の機会提供

退院支援プログラムを実施。センター職員が入院患者に地域の情報を伝えるなどして、過去2年間だけで計15人の退院を実現させ、その後の生活も支えていく。こうした背景や、患者の地域復帰をうたう改正精神保健福祉法が14年に施行されたことを受け、西宮市は事業化を決めた。西宮市の2病院、神戸市の1病院を対象に、病院や福祉事業所などと2カ月に1度会議を開き、患者をリストアップ。本人への意思確認などを経て退院支援患者の優先順位を

5口には、西宮市が14年に施行されたことを受け、西宮市は事業化を始めた。同市生活支援課は「地域で暮らす患者は多い。支援の仕組みを医療、福祉、行政と連携して、が一体となって築き、進めていきたい」とす

E 精神科病床への入院 先進34カ国が加盟する経済協力開発機構(OECD)によると、日本の人口10万人当たりの精神科病床数は、国中最多の269床(2011年を中心調査)でOECDは「施設化が遅れている」と指摘。と大阪府内の99病院に、市内の2病院と協力して

地域生活支援事業実施要綱（抜粋）

（2） 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

ア 目的

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援する。

イ 事業内容

賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者等について、主に次の支援を行う。

（ア） 入居支援

不動産業者に対する物件斡旋依頼、及び家主等との入居契約手続き支援を行う。また、地域において公的保証人制度がある場合には、必要に応じてその利用支援を行う。

（イ） 居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整

利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整を行う。

ウ 対象者

障害者等であって、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な者。

ただし、現に障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設若しくは療養介護事業所に入所している障害者又は精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。以下同じ。）に入院している精神障害者に係る者は除く。

エ 経過的取扱い

以下の事業については、平成24年4月の障害者自立支援法の一部改正により創設された地域移行支援・地域定着支援の実施体制が整備されるまでの間、経過的に実施できるものとする。

なお、市町村は、地域移行支援・地域定着支援の実施体制の計画的な整備に努めること。

（ア） 現に障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設若しくは療養介護事業所に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に対する入居支援及び居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整

（イ） 24時間支援

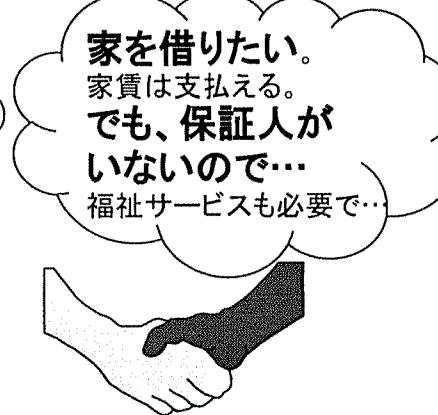
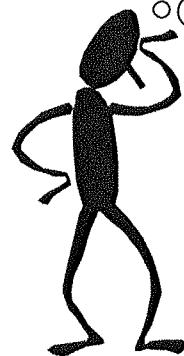
夜間を含め、緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整等必要な支援を行う。



横浜市民間住宅あんしん入居事業のご案内

あんちゃん

しん君



横浜市と不動産店・家主さん、保証会社
が協力して、あなたを支援します。



対象となるのは、契約を結ぶ方（注）が①～⑩に該当する場合です。

- ①高齢者
- ②障害のある方
- ③特定疾患の方
- ④ひとり親家庭の方
- ⑤子育て世帯の方
- ⑥児童福祉施設等を退所する方、退所した方
- ⑦生活保護を受けている方
- ⑧配偶者等からの暴力※による被害にあった方
- ⑨ホームレス自立支援施設を退所する方
- ⑩外国人の方

（市内在住等の要件がありますので、詳細は裏面でご確認下さい）
また、以下に該当することも必要です。

- 連帯保証人の確保に困窮している。
- 家賃等及び事業を利用するに当たり必要な費用を納入できる。
- 家賃保証委託契約及び賃貸借契約を締結できる。
- 自立生活ができ、他の居住者と円満な共同生活をおくれる。
- 緊急時の連絡先を確保できる。

（注）一般的に契約者となるべき人がいるにもかかわらず、対象者の要件に該当する人を契約者とすることはできません。

次のところでご相談下さい。不動産店をご紹介します。

左下欄の対象者のうち

- ①～⑤の方は 横浜市住宅供給公社、区福祉保健センター
- ⑥の方は 児童相談所
- ⑦⑧⑨の方は 区福祉保健センター
- ⑩の方は かながわ外国人すまいサポートセンター（Tel:228-1752）

まずは

次に

そして

不動産店であなたの希望を伝え、物件を紹介してもらいます。
(ご希望に添えない場合もあります。)

物件が決まったら、横浜市の指定する保証会社と保証契約を結び、
「保証料※」を支払います。（保証期間2年間 その後更新も可能です）
※ひと月分の家賃・共益費等の30%（ひと月10万円ならば3万円）
契約が成立すると、保証会社が滞納家賃等の保証をします。

注意

保証会社では、保証契約を結ぶための審査があります。
審査が通らなかった場合は、この制度は使えません。

なお

家賃を滞納した場合には保証会社が代わりに支払うもので、あなたの支払いがゼロになる制度ではありません。
保証会社から請求があり、保証会社に支払いをしなくてはなりません。
また、滞納が続いた場合、保証会社に返済できない場合は、退居していただくことがあります。

自立生活を継続するため、福祉サービスの利用をご希望の方は、各区役所福祉保健センターにご相談下さい。

対象②（障害のある方）で、次のいずれにも該当する方には、保証会社に支払う初回保証料を横浜市が助成します。

- ◆市民税非課税、障害者施設を退所、もしくは精神科病院を退院する方
- ◆生活保護を受給していないこと
- ◆過去にこの助成をうけていないこと

【注意】最初の賃貸借契約のときの保証料のみです。更新時は対象になりません。
(民間住宅あんしん入居保証料助成事業)

お問い合わせ 横浜市住宅供給公社 住まい・まちづくり相談センター「住まいのイン」あんしん入居係
電話:451-7763 FAX:451-7707 (10:00～18:00、相談受付17:00まで / 定休日 水曜日)

□土木省 あんしん賃貸支援事業

平成24年7月9日 横浜市建築局住宅計画課

制度の対象者			不動産店に提出又は提示する書類等
対象	定義	在住等の要件	
高齢者	満60歳以上の方	市内に6か月以上在住	①住民票【提出】
		市内の施設に6か月以上入所	①施設長の証明（又は福祉保健センター長の証明）【提出】
		横浜市の措置により市外施設に6か月以上入所	
障害者 (身体・知的)	身体障害者手帳を所持する方 愛の手帳を所持する方	市内に6か月以上在住	手帳【提示】及び住民票【提出】
		市内の施設に6か月以上入所	①施設長の証明（又は福祉保健センター長の証明）【提出】
		横浜市の決定により市外施設に6か月以上入所	
障害者 (精神)	精神障害者保健福祉手帳を所持する方	市内に6か月以上在住	①手帳【提示】②住民票【提出】
		市内の精神障害者施設又は精神科病院に6か月以上入所又は入院	①当該施設の施設長の証明又は当該病院の病院長の証明 (又は福祉保健センター長の証明)【提出】
		市外の精神障害者施設又は精神科病院に6か月以上入所又は入院して おり、直前まで市内に在住	
特定疾患者	神奈川県特定疾患医療受給者証又は神奈川県特定 疾患登録者証を所持する方	市内に6か月以上在住	①神奈川県特定疾患医療受給者証又は神奈川県特定疾患登録者証【提示】 ②住民票【提出】
母子家庭の母等	20歳未満の子が同居し、配偶者がない方	市内に6か月以上在住	配偶者なし①住民票【提出】
	児童扶養手当を受けている方		手当①児童扶養手当証書【提示】②住民票【提出】
子育て世帯	未就学児がいて、市民税非課税の世帯	市内に6か月以上在住	①住民票【提出】②市民税非課税証明書【提出】
児童福祉施設等退 所者	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、自立援助ホームを退所または里親から自立する予定の方	市内の施設に6か月以上入所	①児童相談所長の証明又は施設長の証明【提出】
	上記の施設を退所、または里親から自立された方 で25歳未満の方	横浜市の措置により市外施設に入所（通算の措置期間6か月以上）	①児童相談所長の証明又は施設長の証明【提出】
	母子生活支援施設を退所する予定の方	市内施設または横浜市の措置により入所した市外施設を退所後、市 内に6か月以上在住	①福祉保健センター長の証明又は施設長の証明【提出】
生活保護受給者	横浜市の生活保護を受けている方		①福祉保健センター長の証明【提出】
DV※被害者 ※夫などからの暴力 (ドメスティック・ バイオレンス)	DVを理由として相談して緊急一時保護施設に入所し、退所する予定の方または、退所後1年未満の方		
ホームレス自立支 援施設退所者	横浜市ホームレス自立支援施設「はまかぜ」を退 所する予定の方		
外国人	6か月以上の在留資格により国内在住が認められ ている方	市内に6か月以上在住	①旅券、外国人登録証明書、在留カード、特別永住者証明書のいすれか 【提示】
		市内の事業所・学校に6か月以上在勤・在学	②住民票（外国人記載事項が記載されたもの）又は在勤・在学証明【提出】
		入国後6か月未満の方は、申請時に市内に在住・在勤・在学	

※この他、賃貸借契約に必要な書類等(住民票、印鑑証明、実印等)や保証会社の審査に必要な本人確認等の証明書(運転免許証、保険証等)を求められる場合があります。協力不動産店にご確認下さい。

※障害のある方で初回保証料の助成対象の方(下記◆いずれにも該当する方)は、上記書類を提出・提示するとともに、契約者等の非課税証明書の提出が必要となります。

◆契約者等が市民税非課税、もしくは施設退所者または精神科病院退院者であること◆生活保護を受給していないこと◆過去にこの助成をうけていないこと

平成27年

障害福祉サービス等の利用手続き

障害福祉サービスの支給決定又は地域相談支援の給付決定(以下、まとめて「支給決定」とします。)の各段階において、障害者の心身の状況、社会活動や介護者・居住等の状況、サービスの利用意向、訓練・就労に関する評価などを把握した上で、支給決定を行います。

1 相談

サービス利用を希望する障害者又は障害児(18歳未満)の保護者は、お住まいの区市町村又は相談支援事業者に相談してください。相談支援事業者は、サービス申請前の相談や手続きの支援などを行います。

2 利用申請

利用したいサービスが決まつたら、お住まいの区市町村にサービス利用の申請を行います。障害児の場合は保護者が手続きをします。相談支援事業者に申請の代行を依頼することもできます。

3 サービス等利用計画案の提出依頼

区市町村は、障害福祉サービス等の申請を行う障害者又は障害児の保護者に対して、サービス等利用計画案の提出依頼を行います。
※平成27年3月までの申請については、区市町村が必要と認める場合に限ります。

4 障害支援区分認定調査等

- 心身の状況を総合的に判定するため、認定調査員による訪問調査を行います。
調査の内容と種類は次の3つです。
- 概況調査…本人・家族・介護者の状況、日中活動の状況、居住関連などに関する調査
 - 障害支援区分認定調査…障害者の心身の状況を把握するための80項目の調査(アセスメント)
 - 特記事項…障害支援区分認定調査で把握しきれない本人の状況についての調査

※このとき同時にサービス利用意向の聴き取りも行うことがあります。
※障害児については、調査項目等が一部異なります。
※同行援護の利用を希望する人については、別に、同行援護アセスメント調査票による調査が行われます。なお、身体介護を伴わない場合は障害支援区分認定調査及び以下の5~7は行いません。ただし、6については区市町村の判断により審査会の意見を聞くこともあります。
※訓練等給付又は地域相談支援給付のみを利用する人については、原則として以下の5~7は行いません。ただし、グループホームを利用する方のうち、介護サービスを利用しようとする方については、以下の5~7を行います。

5 一次判定(コンピュータ判定)

80項目の認定調査結果と医師意見書の一部項目をもとに、コンピュータによる障害支援区分の一次判定が行われます。

※障害支援区分とは、障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、区分1から区分6までの6段階で認定されます。

※医師意見書は、疾病、身体の障害内容、精神の状況、介護に関する所見など、心身の状況についての医学的知見から意見を求めるものです。区市町村が一次判定を行う際及び区市町村審査会が二次判定を行う際に、検討対象となるものです。

6 二次判定(審査会による判定)

障害保健福祉施策に詳しい様々な分野の委員で構成された区市町村審査会によって、二次判定が行われます。一次判定結果、特記事項、医師意見書(一次判定で評価した項目を除く)をもとに障害支援区分を判定します。

7 障害支援区分の認定

区市町村は、区市町村審査会での総合的な判定を踏まえて障害支援区分の認定を行い、申請者に通知します。

8 サービス利用意向等の勘案事項の聴き取り、審査

区市町村は、支給決定に当たって、サービス利用意向の聴き取りを行い、概況調査の結果等と併せて、支給決定のための勘案事項として整理します。

9 サービス等利用計画案の提出

区市町村からサービス等利用計画案の提出を求められた人は、指定特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画案を提出します。
※指定特定相談支援事業者が身近な地域にない場合等は、指定特定相談支援事業者が作成する計画案に代えて他の者が作成するサービス等利用計画案を提出することができます。

10 支給決定案の作成

区市町村は、障害支援区分やサービス利用意向聴取の結果、サービス等利用計画案等を踏まえ、支給決定案を作成します。

11 審査会の意見聴取

区市町村は、作成した支給決定案が当該区市町村の定める支給決定基準等と乖離するような場合は、「非定型の支給決定」等として、区市町村審査会に意見を求めることがあります。区市町村審査会は、支給決定案を作成した理由等の妥当性を審査し、支給決定案等について審査会の意見を区市町村に報告します。

12 支給決定



住むところが見つからない人のために

居住サポート事業は、入居にかかる調整・支援を行うサービスです。

住む場所が見つからない！

「地域で暮らす」と決めた後に必ず出てくる問題は、「では、どこで生活するか」です。自宅がある人や家族の家で生活する、という人は良いのですが、一人暮らしをするとなつた場合、様々な問題が出てきます。保証人が見つかることで部屋を借りることができなかつたり、障害の内容によっては、家主から拒否されたりすることもあります。これは、せっかく本人が地域で暮らす、と心に決めて、スタート地点で挫折されることになつてしまつます。そこで生まれたのが住宅入居等支援事業（居住サポート支援）です。

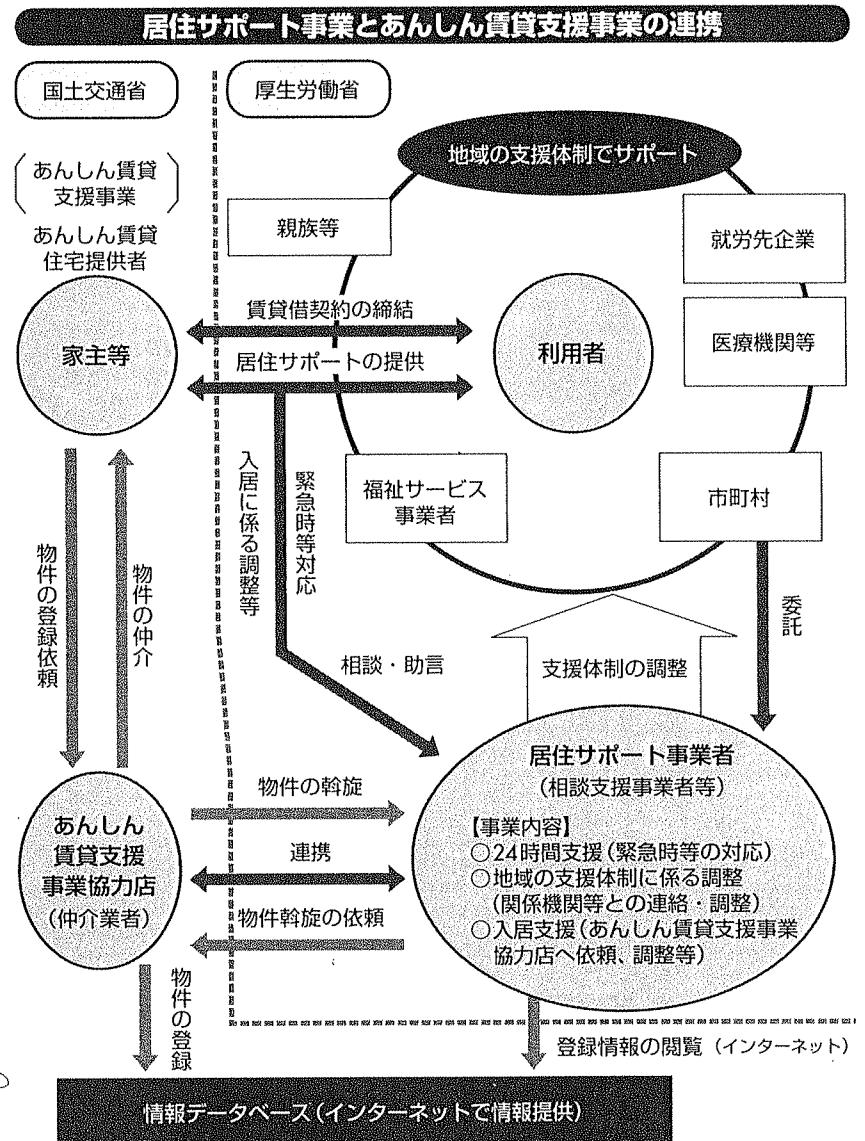
受け入れてくれるために 家主が安心して

住宅入居等支援事業は、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対して、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援します。

特に障害者を受け入れたことがない家主としては、障害のことによく知らない、いろいろと問題が起つたときに対応できない、という不安がついてしまいます。そのため、入居に二の足を踏んでしまうことも、仕方がないといえます。

また、国土交通省が行つている、障害者のほか、高齢者や外国人、子育て世帯を対象とした入居支援事業である、あんしん賃貸支援事業と連携して、より受け入れがスムーズになるよう支援が行われています。

様々なサービスを活用して、安心して住むことができる場を確保することで、地域生活を送る上で、最初の大手な一步です。



出典：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部資料



区市町村は、勘案事項、審査会の意見、サービス等利用計画案等の内容を踏まえ、支給決定を行います。サービスの支給量等が決定されると、受給者証が交付されます。受給者証にはサービスの利用に関する大切な情報が記載されていますので、大切に保管してください。

13 サービス等利用計画の作成

支給決定が行われた後に、指定特定相談支援事業者は、サービス担当者会議を開催してサービス事業者等との連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成します。

※サービス等利用計画については、平成 24 年度から段階的に対象を拡大し、平成 27 年度からはすべての障害福祉サービス等を利用する障害者を対象とすることとなっています。

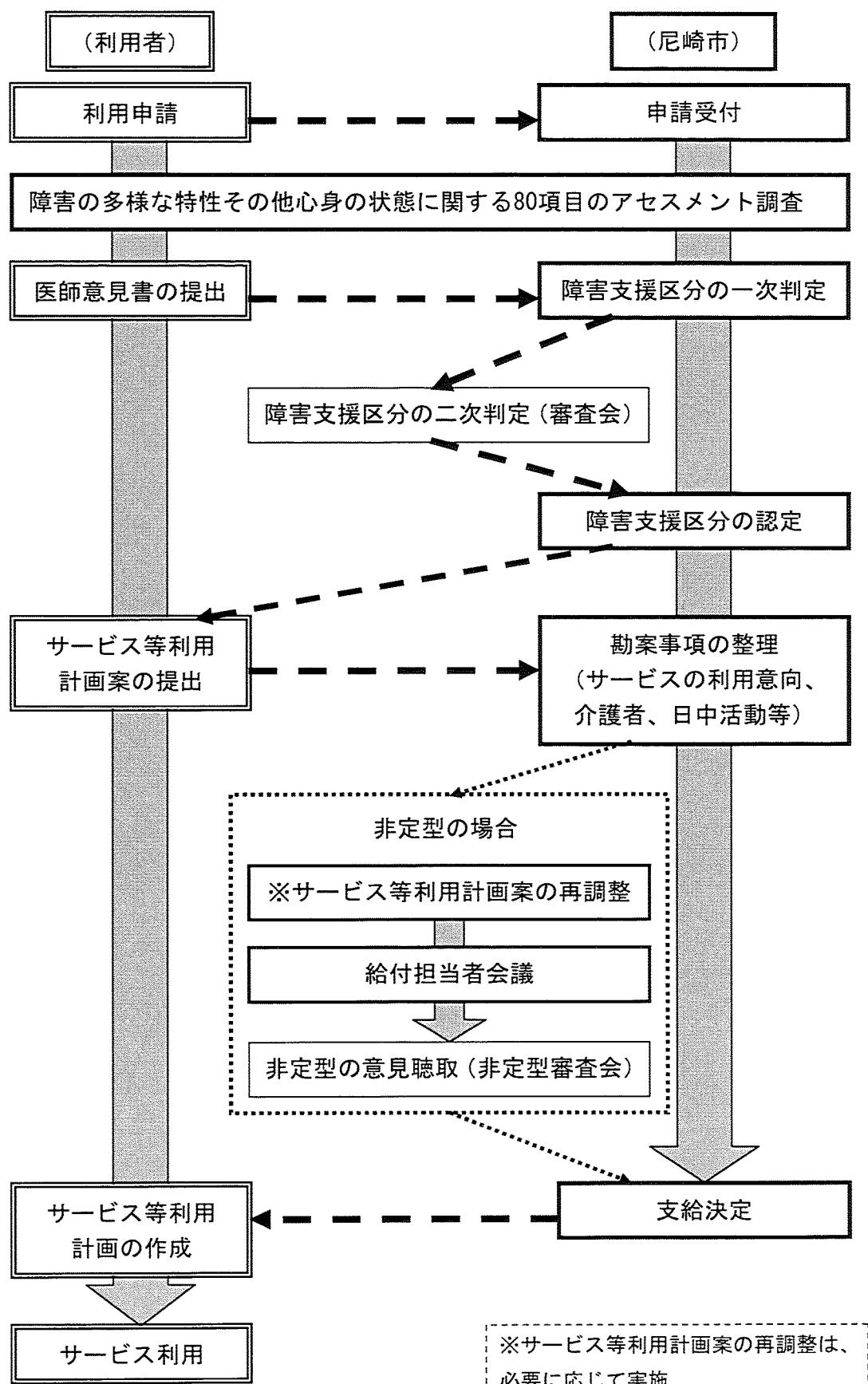
14 サービスの利用開始

サービスを利用する事業者と利用に関する契約を行い、サービス利用開始となります。

お問い合わせ

このページの担当は 障害者施策推進部 計画課 支援係 です

2 支給決定の流れ



障害者総合支援法 相談支援関係条文(第5条)

- 1 6 この法律において「相談支援」とは、基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援をいい、「地域相談支援」とは、地域移行支援及び地域定着支援をいい、「計画相談支援」とは、サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいい、「一般相談支援事業」とは、基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業をいい、「特定相談支援事業」とは、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業をいう。
- 1 7 この法律において「基本相談支援」とは、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整（サービス利用支援及び継続サービス利用支援に関するものを除く。）その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与することをいう。
- 1 8 この法律において「地域移行支援」とは、障害者支援施設、のぞみの園若しくは第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設に入所している障害者又は精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。第八十九条第四項において同じ。）に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものにつき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
- 1 9 この法律において「地域定着支援」とは、居宅において単身その他の厚生労働省令で定める状況において生活する障害者につき、当該障害者との常時の連絡体制を確保し、当該障害者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の厚生労働省令で定める場合に相談その他の便宜を供与することをいう。
- 2 0 この法律において「サービス利用支援」とは、第二十条第一項若しくは第二十四条第一項の申請に係る障害者等又は第五十一条の六第一項若しくは第五十一条の九第一項の申請に係る障害者の心身の状況、その置かれている環境、当該障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画（以下「サービス等利用計画案」という。）を作成し、第十九条第一項に規定する支給決定（次項において「支給決定」という。）、第二十四条第二項に規定する支給決定の変更の決定（次項において「支給決定の変更の決定」という。）、第五十一条の五第一項に規定する地域相談支援給付決定（次項において「地域相談支援給付決定」という。）又は第五十一条の九第二項に規定する地域相談支援給付決定の変更の決定（次項において「地域相談支援給付決定の変更の決定」という。）（以下「支給決定等」と総称する。）が行われた後に、第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等、第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者その他の者（次項において「関係者」という。）との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、当該支給決定等に係る障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画（以下「サービス等利用計画」という。）を作成することをいう。
- 2 1 この法律において「継続サービス利用支援」とは、第十九条第一項の規定により支給決定を受けた障害者若しくは障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）又は第五十一条の五第一項の規定により地域相談支援給付決定を受けた障害者（以下「地域相談支援給付決定障害者」という。）が、第二十三条に規定する支給決定の有効期間又は第五十一条の八に規定する地域相談支援給付決定の有効期間内において継続して障害福祉サービス又は地域相談支援を適切に利用することができるよう、当該支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者に係るサービス等利用計画（この項の規定により変更されたものを含む。以下同じ。）が適切であるかどうかにつき、厚生労働省令で定める期間ごとに、当該支給決定障害者等の障害福祉サービス又は当該地域相談支援給付決定障害者の地域相談支援の利用状況を検証し、その結果及び当該支給決定に係る障害者等又は当該地域相談支援給付決定に係る障害者の心身の状況、その置かれている環境、当該障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス等利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行うことをいう。
- 一 サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと。
- 二 新たな支給決定若しくは地域相談支援給付決定又は支給決定の変更の決定若しくは地域相談支援給付決定の変更の決定が必要であると認められる場合において、当該支給決定等に係る障害者又は障害児の保護者に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行うこと。

「移動支援事業に係る運用の考え方」の運用状況調査結果（大阪府の各市町村アンケートまとめ）

2015.10月

大阪府「運用の考え方」の記載内容		「運用の考え方」への対応			市町村名 (★) = 各市町村の回答内容を読み障大連として解釈した内訳。例えば「運用の考え方通りではない」としていても、実態として認めていればカウントしている。		
		2014 「運用通り」と回答 した市	2015.4月回答内容 (★)				
項目	1. 行き先の利用制限及びその条件						
考え方 通勤、営業活動等の経済活動に 係る外出、通年かつ長期にわた る外出及び社会 通念上適当でない外出を除き、 利用できるものとする。	【宿泊を伴う旅行の取扱】 宿泊を伴う旅行等を対象外として、障がい者の行動範囲を制限することは適当ではない。よって、個別のケースについて、必要性に応じて、判断する。 【バス旅行等の取扱】 主催者において介助スタッフを手配できない場合であって、参加する障がい者が常時トイレ介助等の支援が必要な場合には移動支援事業の利用を可とする。	34	37	認めている 送迎のみ 条件付 検討中 認めていない	15 17 5 2 4 大阪、吹田、泉大津、守口、枚方、河内長野、和泉、箕面、門真、摂津、東大阪、阪南、岬、河南、千里赤阪 岸和田、豊中、高槻、貝塚、八尾、松原、大東、高石、泉南、交野、狹山、島本、豊能、能勢、熊取、田尻 堺、茨木、富田林、寝屋川、羽曳野 藤井寺、太子 池田、泉佐野、柏原、四条畷		
			38	39	認めている 事業者 (所)主催× 条件付 検討中 認めていない	26 6 7 3 1 (割愛) 大阪、河内長野、箕面、羽曳野、高石、東大阪 豊中、富田林、寝屋川、門真、阪南、忠岡、太子 藤井寺、泉南、熊取 池田	
				26	認めている 条件付 検討中 認めっていない 無回答	18 8 1 15 1 大阪、岸和田、豊中、吹田、枚方、茨木、八尾、寝屋川、松原、摂津、藤井寺、東大阪、交野、島本、能勢、太子、河南 高槻、箕面、狹山、阪南、千里赤阪 大東 池田、泉大津、貝塚、守口、泉佐野、富田林、河内長野、和泉、羽曳野、門真、高石、泉南、熊取、岬 田尻	
		ギャンブル・居酒屋 競馬や競輪、パチンコ等は法によって認められた娯楽であり、また、飲み会に参加するといったことは、通常、営まれている余暇活動（飲食・ショッピング、友人との交際等）と違いがなく、これらの行為を、一律に、移動支援の対象外とすることには、異論が多い。よって、個別のケースに応じて、認めている市町村もある。一方で、公費による支援であることから、宗教活動、政治活動等を、社会通念上適當でない外出として、利用制限の対象としている市町村もある。	ギャンブル 居酒屋	21	認めている 検討中 認めていない 無回答	32 4 6 1 (割愛) 高槻、箕面、狹山、阪南、岬 池田、貝塚、富田林、河内長野、柏原、羽曳野 田尻	
					36	認めている 個別対応 認めていない 無回答	32 4 6 1 (割愛) 箕面、狹山、阪南、岬 池田、貝塚、富田林、河内長野、柏原、羽曳野 田尻
					42	認めている 送迎のみ 条件付 認めていない	29 9 4 1 (割愛) 池田、八尾、寝屋川、河内長野、大東、門真、摂津、藤井寺、狭山 和泉、熊取、太子、千里赤阪 田尻
					29		

「移動支援事業に係る運用の考え方」の運用状況調査結果（大阪府の各市町村アンケートまとめ）

2015.10月

大阪府「運用の考え方」の記載内容		「運用の考え方」への対応			市町村名 (★) 各市町村の回答内容を読み障大連として解釈した内訳。例えば「運用の考え方通りではない」としていても、実態として認めていればカウントしている。
		2014 「運用通り」と回答 した市	2015.4月回答内容(★)		
項目	2. 出発地の条件		40	41 認めている 条件付 認めていない 無回答	36 (割愛) 岸和田、泉大津、泉佐野、東大阪、四条畷 藤井寺 千早赤阪
考え方	自宅出発、自宅終了が基本であるが、利用者のニーズに合わせ、出発地、終了地が自宅以外であっても市町村の判断により対応できるものとする。 【日中活動後の利用】		15	27 認めている 条件付 検討中 認めっていない	17 (割愛) 岸和田、吹田、泉佐野、大東、東大阪、交野、阪南、忠岡、太子、千早赤阪 箕面 豊中、貝塚、守口、八尾、富田林、寝屋川、河内長野、松原、和泉、羽曳野、門真、高石、藤井寺、熊取、岬
項目	3. 移動支援と居宅介護（通院等介助）の取り扱い		38	41 認めている 通院→移動○ 条件付 認めていない 無回答	23 (割愛) 岸和田、高槻、八尾、寝屋川、松原、大東、柏原、泉南、交野、狹山、豊能、能勢、田尻 豊中、泉佐野、藤井寺、阪南、忠岡 枚方 千早赤阪
考え方	通院目的の移動は、居宅介護（通院等介助）で対応する。また、通院前後の社会参加・余暇活動に係る外出は、市町村の判断により移動支援の利用ができるものとする。		36	42 特段必要性で○ 条件付 自立支援等考慮 検討中	34 (割愛) 松原、大東、箕面、熊取、河南 大阪、岸和田、豊中 藤井寺（現在は者と同等の取扱）
項目	4. 障がい児の移動支援の目的等		36	41 緊急・限定で○ 通学訓練○ 利用可 検討中	34 (割愛) 箕面、羽曳野、河南 岸和田（支援学校通学・移動支援利用可） 枚方、四条畷、交野（別制度で通学利用可） 能勢
考え方	障がい児の単独では考えられない外出については、本来保護者にその監護責任がある。ただし、保護者が障がいを有している場合や保護者が監護・介護できない事情にある等から特段の配慮が必要な場合については、移動支援の利用ができるものとする。		26	36 目的地域等制限 上記以外 検討中 認めていない	24 (割愛) 池田、貝塚、守口、枚方、寝屋川、和泉、東大阪、交野、島本、豊能、田尻、岬 富田林、河内長野、和泉、羽曳野、泉南 泉佐野、能勢、忠岡、河南
項目	5. 支援学校等への通学支援				
考え方	支援学校の通学バスの乗降地までの送迎や地域の小・中学校への通学について、緊急やむを得ず保護者が送迎できない場合は移動支援の利用ができるものとする。				
項目	6. 施設入所者の移動支援				
考え方	施設入所者の日常生活支援については、基本的には施設職員によって対応されるべきものである。ただし、市町村の判断により、地域移行の促進、外出機会の確保の観点等から地域の特性及び個々の利用者の状況や支援の必要性に応じて、移動支援の利用ができるものとする。				

〔接種勧奨事項を参考する方〕の連用状況調査結果（大概の参考文献より）

卷之三